

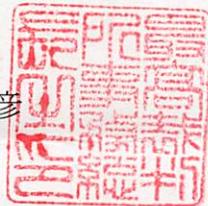
最高裁秘書第5471号

平成31年1月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年12月20日付け（同月21日受付、最高裁秘書第5377号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が全国長官・所長会同において策定した、次年度概算要求の方針や執行計画（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(担当) 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）